今すぐ確認！

中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策［第2版］

2021年10月からインボイス発行事業者の
登録申請が始まっています！

今すぐ確認！

中小企業・小規模事業者のための インボイス制度対策［第2版］

大切な
ポイントが
わかる！

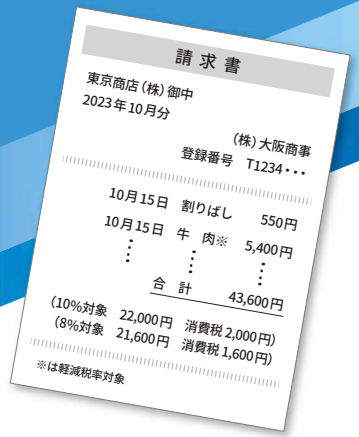

日本商工会議所
各地商工会議所

はじめに

2019年（令和元年）10月より消費税(以下、地方消費税を含む)の軽減税率が導入されたことに伴い、2023年（令和5年）10月1日から**「適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）」**が導入される予定です。一般消費者に直接的な影響がないこともあり、軽減税率の導入時に比べれば大きく取沙汰されていませんが、事業者は大きな影響を受ける可能性があります。

インボイス制度とは、適格請求書（以下、インボイス）と呼ばれる一定の要件を満たす請求書のやりとりを通じ、インボイスを受け取った者のみ、消費税の仕入税額控除をできるようにする制度です。インボイスには、従来の請求書の記載内容に加えて、登録番号や適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要ですが、インボイスを発行するには、税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と登録番号の発行を受ける必要があります。

では、インボイス制度が始まると、どのようなことが起こるのでしょうか。

まず、**自社がインボイスを発行できないと、販売先は**仕入税額控除ができません。**消費税の負担が増えるため、取引を見直す可能性があります。**

また、**仕入先がインボイスを発行しないと、**その分の仕入税額控除ができないため、**自社の消費税負担が増える可能性があります。**

こうした事態を避けるため、インボイス制度について、よく理解することが大切です。本書ではインボイス制度について、多くの図解や計算例を示しながら、わかりやすく解説しています。

本書が、インボイス制度への準備の一助となれば幸いです。

インボイス登録申請のスケジュール

インボイス登録申請は既に始まっています。2023年（令和5年）10月1日からインボイスを発行するには、原則2023年（令和5年）3月31日までに登録申請を済ませる必要があります。

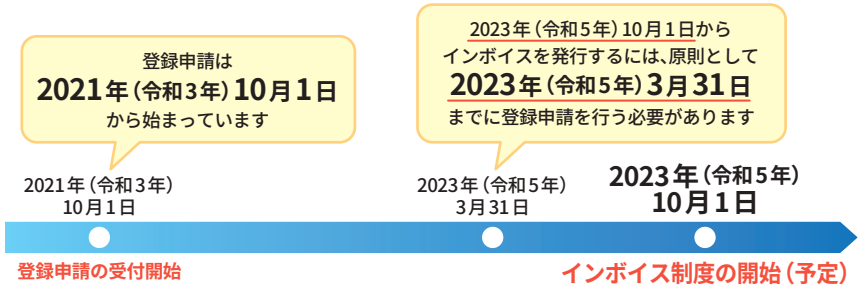

※本冊子は2022年8月末時点の情報を基に作成しています

本書の見方・使い方

本書は、3つのタイプの読者を想定し、各ページに、該当するタイプの色タグを付しています。該当するタグの付いたページを読み進めると、対応すべきことがわかるようになっています。

- **赤タグ：免税事業者からインボイス発行事業者になる者**
- **緑タグ：課税事業者からインボイス発行事業者になる者**
- **青タグ：免税事業者のままインボイス発行事業者にならない者**

今後インボイス発行事業者になるかどうか、まだ決めていない方は、以下のフローチャートを試してみて、導かれた色タグのページを読み進めるとよいでしょう。

あなたはどのタイプの事業者？

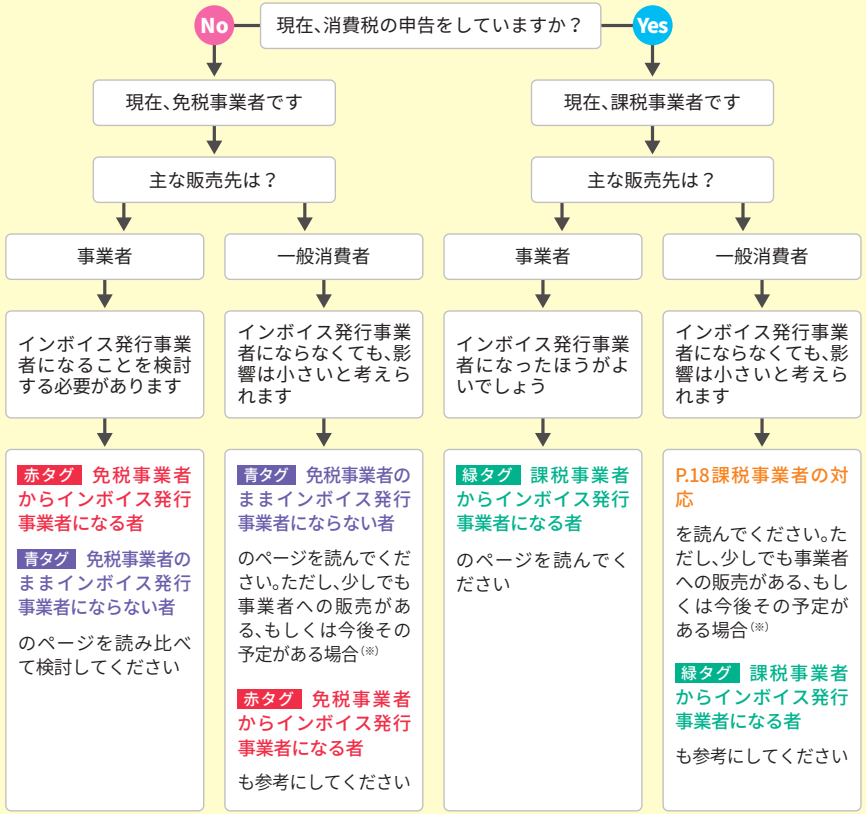

※販売先が一般消費者だと思っていても、領収書を求められて、実は事業者だとわかるケースもあります

目 次

はじめに 02

I 消費税制度とインボイス制度の基礎知識
①消費税の仕組み 06
②インボイスの概要 09

II 免税事業者の対応・課税事業者の対応
①免税事業者の対応 12
②本則課税・簡易課税の選択 14
③免税事業者が取り得る選択肢の利益比較 16
④課税事業者の対応 18

III インボイス発行事業者への登録手続
①インボイス制度導入に向けた準備 20
②インボイス発行事業者の登録申請 21
③免税事業者から課税事業者になる際の経過措置 22

IV インボイス導入に向けた具体的な対応
①インボイスの記載事項 24
②インボイス発行事業者の義務 29
③売手が振込手数料を負担する場合の対応 33
④電子帳簿保存法への対応 35
⑤端数処理のルール 38

V 消費税の納付
①売上・仕入に係る消費税額の計算方法 40
②仕入税額控除の経過措置 41
③消費税の納付方法 42

VI インボイス導入の際の注意点と経営力強化
①インボイスを発行できない事業者への対応 44
②インボイス非登録事業者と取引する場合の損益への影響 46
③資金繰りに注意 47
④インボイス導入を契機とした経営の見直し 48
⑤価格表示のルール 49

インボイス制度 理解度チェックリスト 50
参考サイト 52
仕入先がインボイス発行事業者かどうかを確認する際の様式の見本 55
MEMO 56

今すぐ確認！
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

I

消費税制度と インボイス制度の 基礎知識

①消費税の仕組み

● 消費税とは

消費税は物品やサービス等の「消費」に着目し、広く公平に課される「間接税」です。所得税や法人税、住民税など、税金を負担する人と税金を納める人が一致する「直接税」に対し、税金を負担する人が直接納めず、事業者などを通じて納める税金を「間接税」といい、消費税・酒税などが該当します。例えば、一般消費者がパンを買う際に支払った消費税は、パン屋が預かり納付します。この場合、一般消費者が消費税の実質負担者であり、パン屋（事業者）は納税義務者として、預かった消費税を納付する役割を担っています。

一般消費者はもちろん、事業者も商品の購入・仕入等を行った際の代金に消費税が上乗せされて課税されます。医療や教育などの一部を除き、国内で行われるすべての物品やサービス等を課税の対象とし、取引の各段階で、それぞれの商品やサービスなどの価格に対して10%または8%の税率で課税されます。

また、取引の各段階での仕入に対して二重、三重に税が課されることがないよう、売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除する（＝差し引く）仕入税額控除方式がとられています。

● 課税事業者と免税事業者

消費税制度の下では、事業者は「課税事業者」と「免税事業者」の2つに分かれます。「課税事業者」とは国・地方に消費税を納める義務を負っている事業者のことです。

一方、「免税事業者」とは以下の要件などをすべて満たし、納税事務負担に配慮して消費税の納税義務を免除されている事業者です。

- 前々年（個人）または前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下
- 前年の1月～6月末まで（個人）または前事業年度の開始以後6カ月の期間（法人）の課税売上高や給与等支払額が1,000万円以下
- 設立から2年以内の法人の場合で、資本金の額、または出資の金額が1,000万円未満

● 軽減税率とは

2019年（令和元年）10月1日、消費税率が10%に引き上げられた際に、日常的に購入する飲食料品など一部の品目に限って、消費税率を8%のまま維持する制度のことです。

なお、軽減税率の対象は、酒類・外食を除く飲食料品と週2回以上発行される定期購読の新聞です。

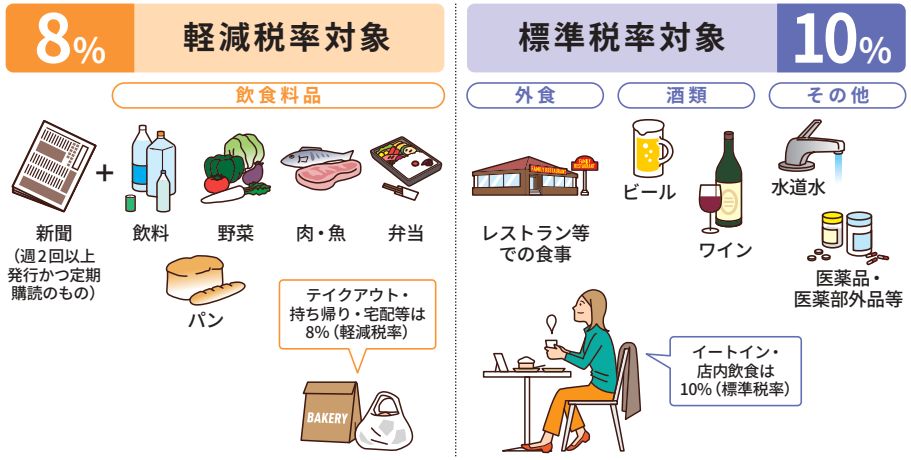

● 軽減税率対象品目の売上・仕入の経理処理

軽減税率が導入される前は、消費税は8%の1種類だったので、経理処理では消費税がかかる品目かどうかを記載していました。しかし、軽減税率導入後は8%と10%の2種類の消費税が混在するため、それぞれの品目が8%と10%のどちらなのかを明記し、税率ごとに分けて消費税を計算する「区分経理」を行っています。

● 仕入税額控除の仕組み

仕入税額控除とは、事業者の売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を差し引き、その差額を納付するルールです。

例えば卸売業者は……

①完成品製造業者から仕入をする時に「50,000円+消費税5,000円」を支払う。
②小売業者に製品を販売する時に「70,000円+消費税7,000円」を受け取る。
この場合、卸売業者は（売上に係る消費税7,000円）－（仕入に係る消費税5,000円）を計算し、差額の2,000円を納付することになります。

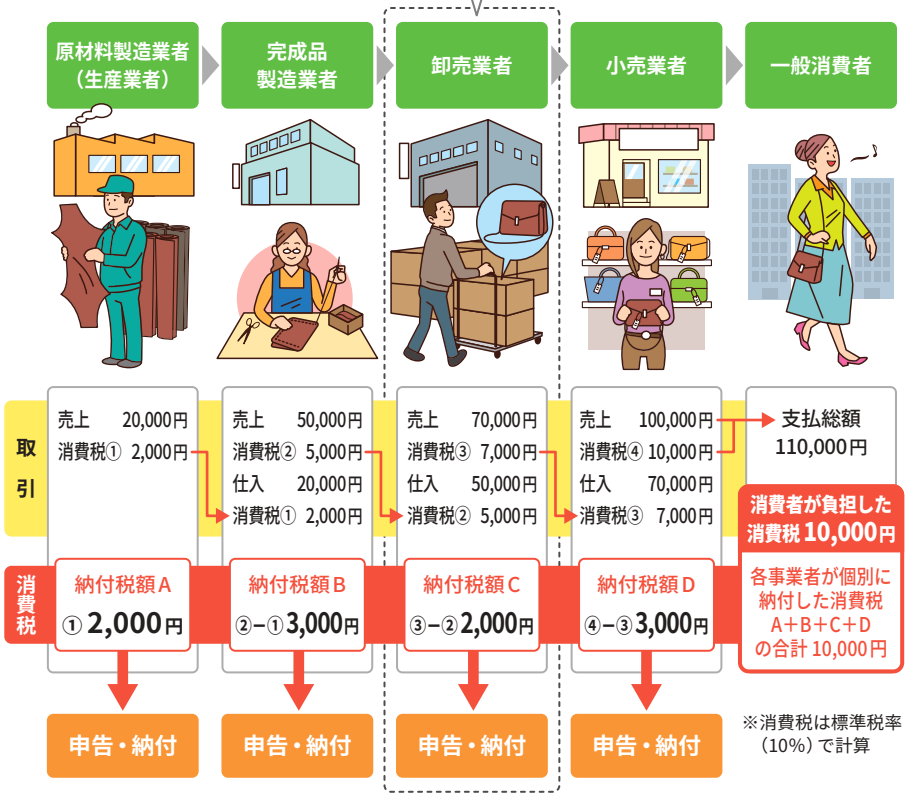

②インボイスの概要

● インボイスとは

インボイスとは、販売先に対し、税率と税額を正確に伝えるために、従来の区分記載請求書に必要事項を追記した請求書や納品書、利用明細といったものを指します。

インボイス制度導入後は、消費税を納付する際に、仕入先等が発行するインボイスがないと仕入税額控除が受けられなくなります。したがってインボイスは、販売先に代わって、自社が消費税を支払う旨を明示した証書ともいえます。

インボイスには、以下の7つの事項を記載する必要があります。このなかでインボイス導入前には記載する必要がなかった項目は、②登録番号、⑤適用税率、⑥税率ごとに区分した消費税額等です。

インボイスの記載事項

①発行者の氏名または名称
②登録番号
③取引年月日
④取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
⑤税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
⑥税率ごとに区分した消費税額等
⑦受領者の氏名または名称

≪インボイスのイメージ≫

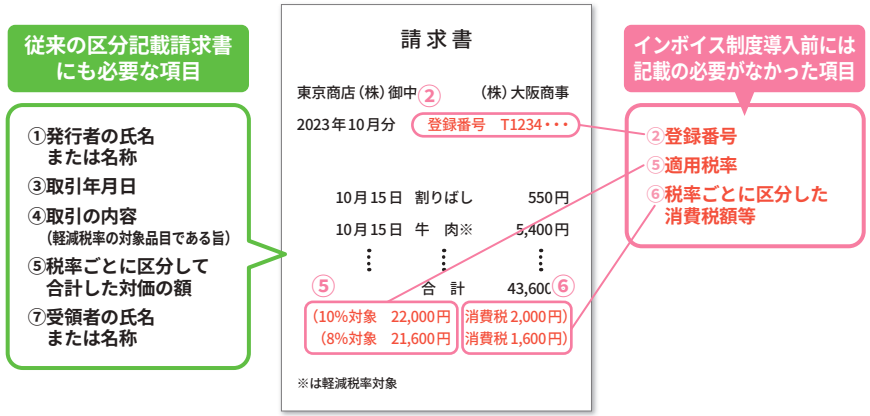

● インボイス制度が始まると

自社が課税事業者である場合

課税事業者である自社は仕入税額控除を行い、消費税を納付します。仕入先からインボイスを入手できないと、自社は仕入税額控除ができません。そのため、自社の税負担の増加につながる可能性があります。ただし、簡易課税制度を選択している場合には、みなし仕入率に基づき仕入税額控除の計算をしますので、自社の税負担は増加しません。

また、インボイス制度導入後６年間は、免税事業者等からの仕入についても一定割合（最初の３年間は80%、次の３年間は50%）を仕入税額控除できる経過措置（P.41参照）がありますので、上手に活用しましょう。

自社が免税事業者である場合

免税事業者である自社は、消費税の納付が免除されますが、インボイスを発行することができません。自社がインボイスを発行しないと、販売先は仕入税額控除をすることができません。それにより、販売先の税負担が増加するので、取引を見直される可能性があります。このような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。

ただし、インボイスの発行事業者になるかどうかは任意であるため、最終的には経営者の判断となります。Ⅱ章の内容をよく読んだうえで、ご検討ください。

自社が課税事業者であってもインボイスの登録申請を行わない場合

自社が課税事業者であっても、インボイスの登録申請を行わない場合には、上記免税事業者の場合と同様に、販売先は仕入税額控除をすることができず、販売先の税負担が増加するので、取引を見直される可能性があります。このような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。

ただし、インボイスの発行事業者になるかどうかは任意であるため、最終的には経営者の判断となります。Ⅱ章の内容をよく読んだうえで、ご検討ください。

今すぐ確認！
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

Ⅱ

免税事業者の対応・課税事業者の対応

①免税事業者の対応

● 課税事業者になるかどうかの判断

インボイス制度導入後、インボイスを発行できるのは、インボイス発行事業者への登録申請を行った課税事業者のみです。免税事業者がインボイス発行事業者になるには、課税事業者に切り替え、インボイス発行事業者への登録申請を行う必要があります。

そのため、免税事業者は、課税事業者になりインボイス発行事業者になるか、免税事業者のままでいるかを判断しなければなりません。

課税事業者となってインボイス発行事業者登録を行った場合と、免税事業者のままインボイス発行事業者にならなかった場合のメリット・デメリットは以下のとおりです。

≪免税事業者が取り得る選択肢によるメリット・デメリット≫

選択肢	メリット	デメリット
課税事業者になり、インボイス発行事業者登録を行う	・販売先は仕入税額控除が可能となるため、取引が継続する可能性が高い	・消費税の申告、納付が発生し、納税事務の負担が増える ・消費税分を販売価格に転嫁できないと、利益が減少する
免税事業者のままでいる（インボイス発行事業者にならない）	・消費税の申告、納付が不要	・販売先は仕入税額控除ができないため、取引が見直される可能性がある（販売先への影響のイメージは P.46 参照）

インボイス発行事業者になるかの判断は、販売先によっても異なります。例えば、販売先が一般消費者のみの場合、仕入税額控除は不要なのでインボイス発行事業者になる必要はありません。ただし、現状は事業者への販売がなくても将来的に発生するかもしれません。また、一般消費者だと思って販売していたところ、領収書を求められて、実は事業者だったとわかるケースもあります。さらに、販売先が事業者でも、その事業者が免税事業者や簡易課税を選択している事業者なら仕入先からのインボイスは不要なので、インボイス発行事業者となる必要がない場合もあります。

インボイス発行事業者になるかどうかは、自社の経営状況（収益状況、経理業務にかけるコスト、販売先、販売先との取引における関係性）や、将来の経営戦略などを踏まえ、総合的に検討する必要があります。

≪販売先による考え方≫

販売先の区分	事業者のみ	事業者と一般消費者が混在	一般消費者のみ
自社の業種（例）	建設業・製造業等 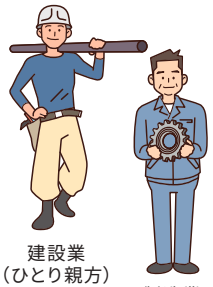 建設業（ひとり親方） 製造業	飲食店・花屋等 飲食店 花屋	学習塾・ゲームセンター等 学習塾 ゲームセンター
基本的な対応方針	インボイス発行事業者になることを検討する	事業者への販売（例えば、飲食店での法人の接待利用など）の多寡によって、インボイス発行事業者になることを検討する	販売先に事業者がいない限り、インボイス発行事業者になる必要はない

②本則課税・簡易課税の選択

● 本則課税と簡易課税

免税事業者がインボイス発行事業者になろうとするとき、２つの計算方法（本則課税と簡易課税）のいずれかを選択することになります。

本則課税は、「売上に係る消費税」から実際の「仕入に係る消費税」を差し引く計算方法です。消費税本来の原則的な計算方法であることから本則課税と呼びます。

一方、簡易課税は、中小事業者の事務負担を軽減するために設けられた特例制度で、売上に係る消費税に、「みなし仕入率」という一定割合を掛けたものを自社が支払った消費税とみなして、売上に係る消費税から控除できる仕組みです。

≪本則課税と簡易課税≫

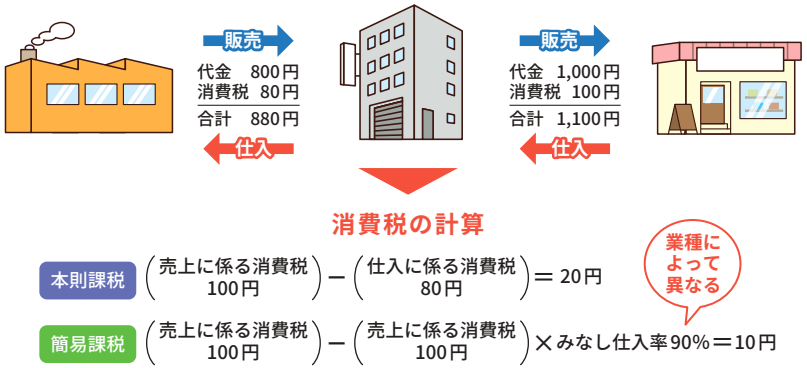

● 簡易課税を選択するには

簡易課税を選択するには、前々年(個人)または前々事業年度(法人)の課税売上高が、5,000万円以下の事業者で、適用しようとする課税期間の開始日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

ただし、免税事業者がインボイス発行事業者となる際には経過措置（P.22参照）が設けられておりますが、この経過措置の適用を受けた場合は、その登録を受けた日の属する課税期間の途中に簡易課税制度の届出書を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

● みなし仕入率

簡易課税の計算に用いる「みなし仕入率」は、6つの事業区分によって決められています。

事業区分	代表的な業種	みなし仕入率
第１種事業	卸売業	90%
第２種事業	小売業	80%
第３種事業	製造業・建設業	70%
第４種事業	飲食店業	60%
第５種事業	サービス業	50%
第６種事業	不動産業	40%

免税事業者がインボイス発行事業者となる際に、簡易課税を選択した場合の納税額をシミュレーションすると以下のとおりになります。事業区分によりみなし仕入率が異なるため、納税額も変わってきます。

売上990万円の免税事業者が簡易課税を選択した場合

	卸売業	小売業	製造業・建設業	飲食店業	サービス業	不動産業
売上に係る消費税額	90 万円	90 万円	90 万円	90 万円	90 万円	90 万円
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%
仕入に係るとみなされる消費税額	81 万円	72 万円	63 万円	54 万円	45 万円	36 万円
納税額	9 万円	18 万円	27 万円	36 万円	45 万円	54 万円

● 簡易課税のメリット・デメリット

簡易課税は、「仕入に係る消費税計算が不要になる」ことや、「仕入先からのインボイスの保存が不要となる」といったメリットがあります。

一方、複数の事業を行う事業者は、事業ごとに異なるみなし仕入率で計算するため、課税売上を事業ごとに区分しなければならず、事務負担が増える可能性があります。また、事業ごとに課税売上を区分していない場合は、もっとも低いみなし仕入率での計算になるため、納税額が不利になることもあります。

また、仕入や経費が少ない事業者は、本則課税を選択した場合より納税額が少なくなる一方で、仕入や経費が多い事業者や、設備投資や事務所の改修など大きな経費計上を計画している場合などは本則課税が有利な場合もあります。

なお、簡易課税を選択すると2年間は本則課税に変更できないので注意が必要です。詳しくは税理士など専門家にご相談ください。

③免税事業者が取り得る選択肢の利益比較

免税事業者がインボイス導入を機に取り得る選択肢によって、手元に残る利益はどのようになるのでしょうか。1年間の売上が550万円で、現在は免税事業者、クリーニング店を営むXさんを例に考えます。

まず、Xさんがインボイス発行事業者になることを選択した場合を試算します。

免税事業者Xさんの場合

【インボイス制度導入前】

売上	a	550万円
費用	b	220万円（200万円＋消費税20万円）
納める消費税	c	0円
利益（a-b-c）		330万円（550万円－220万円－0円）

〈利益〉330万円

【インボイス制度導入後】

選択肢①　インボイス発行事業者になり本則課税を選択して、10%の値上げをした場合

売上	a	605万円（550万円＋消費税55万円）
費用	b	220万円（200万円＋消費税20万円）
納める消費税	c	35万円（55万円－20万円）
利益（a-b-c）		350万円（605万円－220万円－35万円）

〈利益〉350万円

選択肢②　インボイス発行事業者になり本則課税を選択したが、価格を据置いた場合

売上	a	550万円（500万円＋消費税50万円）
費用	b	220万円（200万円＋消費税20万円）
納める消費税	c	30万円（50万円－20万円）
利益（a-b-c）		300万円（550万円－220万円－30万円）

〈利益〉300万円

選択肢③　インボイス発行事業者になり簡易課税を選択したが、価格を据置いた場合

※クリーニング店（サービス業）のみなし仕入率は50%

売上	a	550万円（500万円＋消費税50万円）
費用	b	220万円（200万円＋消費税20万円）
納める消費税	c	25万円（50万円－（50万円×50%））
利益（a-b-c）		305万円（550万円－220万円－25万円）

〈利益〉305万円

選択肢④　インボイス発行事業者になり簡易課税を選択して、5%の値上げをした場合

※クリーニング店（サービス業）のみなし仕入率は50%

売上	a	577.5万円（525万円＋消費税52.5万円）
費用	b	220万円（200万円＋消費税20万円）
納める消費税	c	26.25万円（52.5万円－（52.5万円×50%））
利益（a-b-c）		331.25万円（577.5万円－220万円－26.25万円）

〈利益〉331.25万円

P.16の選択肢①のように、消費税率と同じ10%の値上げをし、客数を維持できた場合、現状より利益が増加します。一方、選択肢②や③のように、価格を据置いた場合は利益が減少していまいますが、Xさんのケースでは、簡易課税（選択肢③）を選択した方が、本則課税（選択肢②）を選択した場合よりも納める消費税額は少なくなり、利益に与える影響も軽減されます。

なお、現在の利益を確保するために必要な値上げ率は10%ではありません。例えば、選択肢④のように、簡易課税を選択して5%の値上げをし、客数を維持できた場合は、現状をやや上回る利益を確保できます。簡易課税のみなし仕入率は業種によって異なります（P.15参照）ので、シミュレーションしてみるとよいでしょう。

次に、Xさんが免税事業者のままでいることを選択した場合を考えます。

選択肢⑤－A　売上に占める事業者利用の割合が多いが、免税事業者のままでいる場合

顧客はホテルや飲食店などの事業者が多く、売上が20%減少したとする

売上	a	440万円
費用	b	220万円（200万円＋消費税20万円）
納める消費税	c	0円
利益（a-b-c）		220万円（440万円－220万円－0円）

〈利益〉220万円

選択肢⑤－B　売上に占める事業者利用の割合が少なく、免税事業者のままでいる場合

顧客のほとんどは一般消費者だが、わずかに事業者による利用があり、売上が約2%減少したとする

売上	a	540万円
費用	b	220万円（200万円＋消費税20万円）
納める消費税	c	0円
利益（a-b-c）		320万円（540万円－220万円－0円）

〈利益〉320万円

インボイス制度導入後の免税事業者の収益は、販売先によって大きく異なります。

Xさんが営むクリーニング店がホテルや飲食店などの事業者によく利用されている場合（選択肢⑤-A）、インボイスを発行できないことにより顧客が減り、売上や利益が減少することが予想されます。

一方、Xさんが営むクリーニング店の顧客のほとんどが一般消費者で、わずかに事業者による利用がある場合（選択肢⑤-B）、インボイスを発行できなくても、売上や利益の減少はそこまで大きくないでしょう。

このように免税事業者のままでいると、売上や利益が減少する可能性があります。売上に占める事業者利用の多寡を分析し、インボイス発行事業者の登録申請を検討しましょう。

④課税事業者の対応

インボイス制度の導入にあたり、課税事業者はインボイス発行事業者になるかどうかを、どのように判断すればよいのでしょうか。

まず、インボイス発行事業者に登録した場合、販売先は仕入税額控除が可能になるため、取引関係を継続する可能性が高いでしょう。

一方、インボイス発行事業者にならない選択もあります。その場合、インボイス発行事業者への登録申請や請求書の様式変更、インボイスの保存などの手間は発生しませんが、販売先は仕入税額控除ができないため、取引関係を見直される可能性があります。

≪課税事業者が取り得る選択肢によるメリット・デメリット≫

選択肢	メリット	デメリット
インボイス発行事業者の登録を行う	・販売先は仕入税額控除が可能となるため、取引が継続する可能性が高い	・登録申請等の手間が発生する ・自社の請求書の様式を変更しなければならない ・発行したインボイスを保存する必要がある
インボイス発行事業者の登録を行わない	・登録申請等の手間が発生しない ・従来どおりの請求書が使用できる ・インボイスを保存する手間がかからない	・販売先は仕入税額控除ができないため、取引が見直される可能性がある

また、インボイス発行事業者になるかの判断は、販売先によっても異なります。検討の際は、P.13も参考にしてください。

今すぐ確認！
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

Ⅲ

インボイス発行事業者への登録手続